

京都市告示第 171 号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成14年6月13日付けで認可した桜坂自治会について変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成16年5月11日

京都市長 榊本 頼兼

変更があった事項及びその内容

変更があった事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名	宇谷 又男	田中 隆三
代表者の住所	京都市左京区岩倉長谷町 670番地の6	京都市左京区岩倉長谷町 664番地の8
事務所の所在地	京都市左京区岩倉長谷町 670番地の6	京都市左京区岩倉長谷町 664番地の8

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)